

## ESGデータの収集・開示に係るサーベイ2024

デロイト トーマツ グループ  
2024年11月

# 目次

1. 調査の背景と目的	3
<hr/>	
2. 調査結果のサマリーとデロイト トーマツ グループの提言	5
<hr/>	
3. 調査結果	7
<hr/>	
4. 調査概要	34
<hr/>	

# 1. 調査の背景と目的



## 背景

### 非財務情報開示の標準化・義務化

非財務情報開示の標準化・義務化に向けた動きが進展する中、企業は各種規制等に準拠した開示を目指し準備を進めている。IFRS財団（International Financial Reporting Standards Foundation）がサステナビリティ基準審議会（ISSB：International Sustainability Standards Board）を設立以降、「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的要求事項（S1）」および「気候関連開示（S2）」を公表した\*1。これを受けて日本では、財務会計基準機構（FASF：Financial Accounting Standards Foundation）が理事会にて2022年7月1日付でサステナビリティ基準委員会（SSBJ）の設立を決議し、2024年3月にサステナビリティ開示基準の公開草案を公表した\*2。欧州では欧州委員会が企業サステナビリティ報告指令（CSRD：Corporate Sustainability Reporting Directive）の対象となるすべての企業に対して適用可能な欧州サステナビリティ報告基準（ESRS：European Sustainability Reporting Standards）を採択した\*3。



## 目的

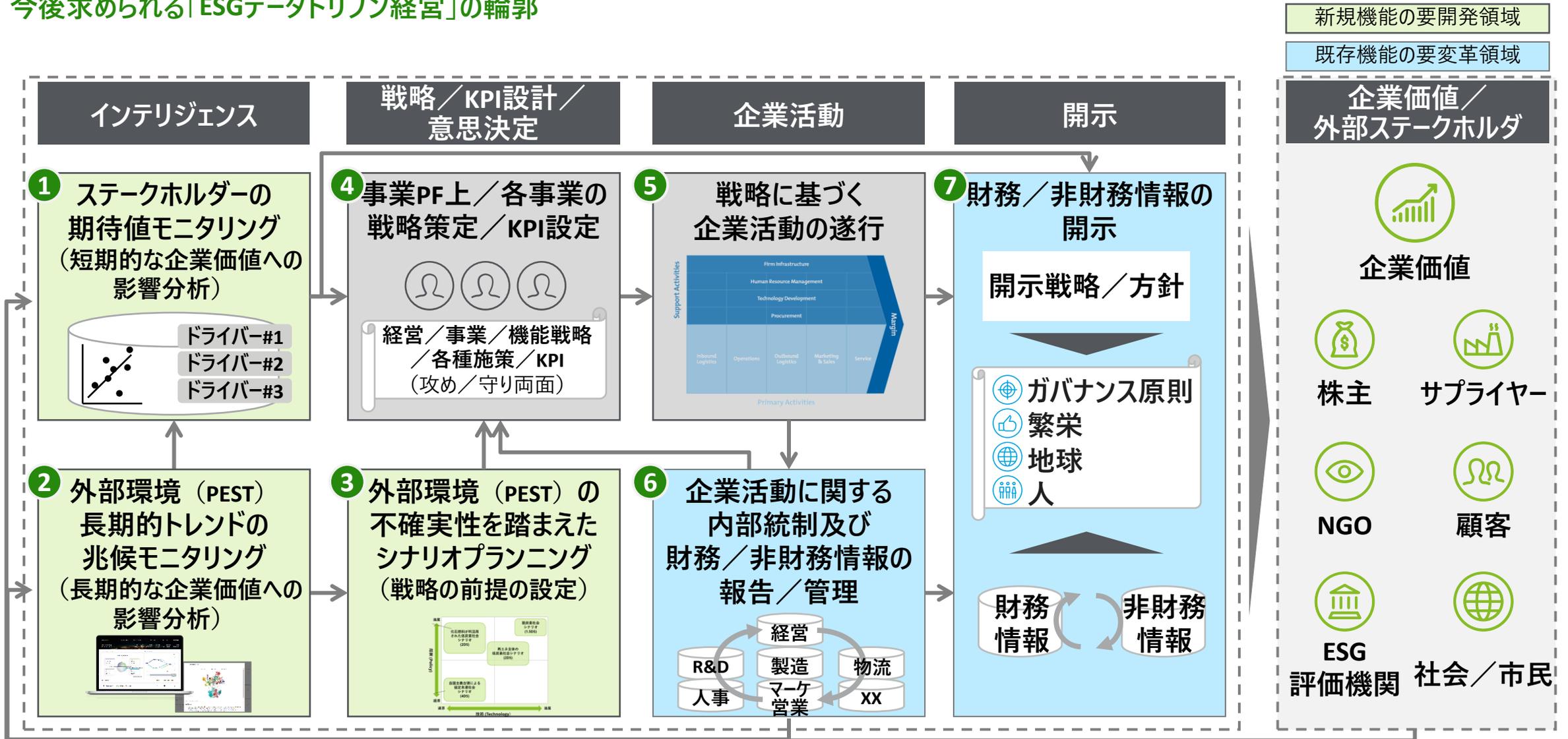
### ESGデータドリブン経営

こうした背景の下、デロイトトーマツグループでは外部／内部のESG関連データを収集・分析し経営の意思決定に活用する「ESGデータドリブン経営」の実装が今後企業に不可欠になると考えている。ESGデータドリブン経営とは、企業活動の努力を企業価値向上に繋げる経営管理基盤として、意思決定に必要なインプットおよび企業活動の結果（アウトプット）を財務・非財務問わずタイムリーに収集・分析することを可能とするアナリティクス基盤を整備・実装・活用することである。世界的な非財務情報開示の標準化・義務化の加速に対応し、かつ自社の企業価値向上を可能にするためにはこのESGデータドリブン経営が必須になると我々は位置付けている。

非財務情報開示の標準化・義務化への対応と、非財務情報を活用した企業価値向上への道筋において、広く企業の対応状況と課題を把握するため、2023年度のサーベイ\*4に引き続き、今年で4回目となる「ESGデータの収集・開示に係るサーベイ2024」を実施した。



今後求められる「ESGデータドリブン経営」の輪郭



新規機能の要開発領域

既存機能の要変革領域

## 2. 調査結果のサマリーとデロイト トーマツ グループの提言



### 調査結果サマリー

1

#### 非財務情報の開示を巡る外部動向のモニタリング・分析

- 外部動向を受けて具体的な対応を実施中/実施済と回答した割合が高くなり、特に約8割※がCSRDと自社現状のGAP分析を実施中/実施済と回答。これまでの規制動向の注視から具体的な対応にシフトしつつある
- 非財務情報に対する第三者保証義務化は約8割※が注視。規制遵守の水準を見極めることも念頭に、保証に対する注目度が上昇

2

#### 連結範囲を対象とした非財務情報の収集・分析、内部統制の高度化

- マニュアルによるESGデータ収集では、スプレッドシートの仕様/関数が複雑、データの精度が悪い、入力ミス等の課題が多く、経年で増加傾向
- 約3割※が保証会社を変更済/予定と回答。非財務情報の保証義務化や保証水準の厳格化に対応する企業が出てきていると推察

3

#### 非財務情報の開示と自社の企業価値との関連性に関するモニタリング・分析

- 半数以上がESGデータの開示と企業価値との関連性について投資家と対話を実施していると回答
- ESGデータを経営管理に活用している回答者のうち、約9割※がリスク・機会の識別等やサステナビリティ関連KPIの設定等により経営意思決定に活用していると回答
- 経営の意思決定にインパクト評価を活用している企業はまだ少ない

※91社108名の回答を分析

## 2. 調査結果のサマリーとデロイト トーマツ グループの提言



### デロイト トーマツ グループの提言



#### 非財務情報の開示を巡る外部動向のモニタリング・分析に関して

- 具体的な対応として適用される開示要求に対するGap分析を開始し、対処すべき課題を識別すべき
- サステナビリティ関連開示のみならず、第三者保証の義務化に向けたモニタリング体制の拡充が必要



#### 内部の非財務情報収集・分析・内部統制の高度化に関して

- 連結ベースや事業部横断のデータ収集の必要性を見据えて、マニュアルでのESGデータ収集からシステム活用による収集体制の構築を急ぎたい
- 保証義務化や保証水準の厳格化に対応するために、関連する内部統制を整備し、収集・開示するデータの信頼性確保を目指す必要



#### 非財務情報開示と自社の企業価値との関連性に関するモニタリング・分析に関して

- ESGデータの経営管理での活用が遅れている企業は、リスク・機会の識別等やサステナビリティ関連KPI設定等の取り組みを開始すべき
- 事業ポートフォリオの方向性や経営資源配分の検討といった全社戦略での活用可能性を検討し、ESGデータの価値を最大限引き出したい

### 3. 調査結果

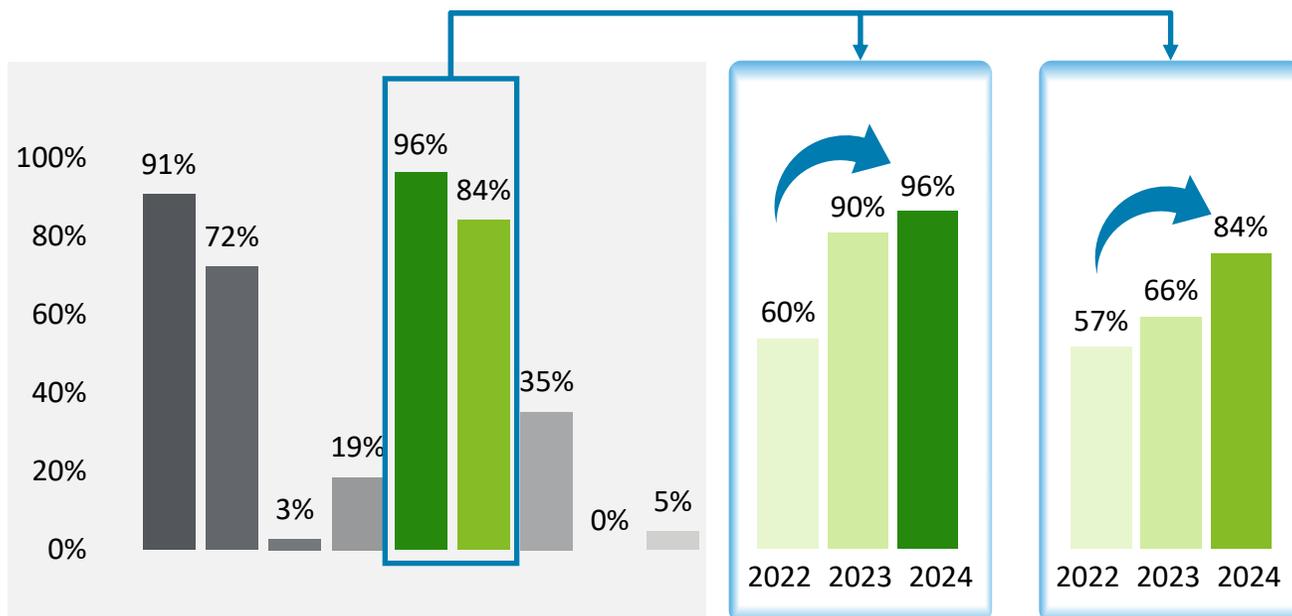
#### ① 企業価値に影響を与える外部動向のモニタリング・分析

デロイトトーマツでは、多くの企業の経営層や経営企画の方々とESG関連の意見交換を日々行っている。ここ数年、非財務情報開示に関する急速な外部動向の進展を受け、自社にとって必要な情報を体系的に収集することや、外部要請と現状の開示情報とのGapを分析することについて、対応が難しいとの声が多く聞かれているため、外部動向のモニタリング状況や企業の取組みについて継続的に調査を実施し、経年変化を確認している。今年度は、一部設問で回答選択肢を増やすことによって、より詳細に企業の取組み内容を確認した。



#### ①-1. 【外部動向】

ESGデータの開示をめぐる外部動向について、貴社／貴団体として注視しているものはありますか？

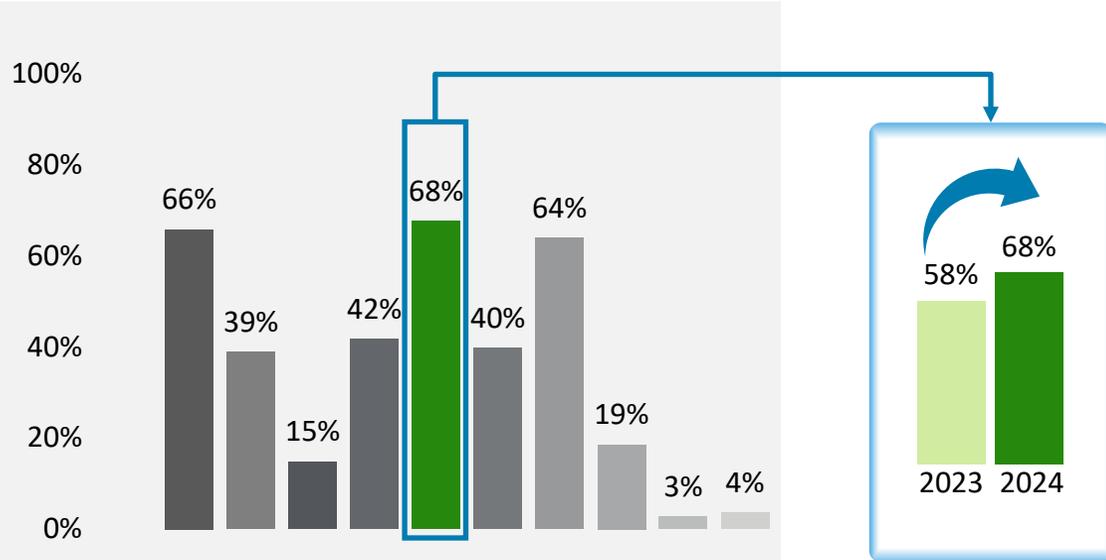


- IFRS財団ISSBの「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的要求事項」及び「気候関連開示」
- 欧州のサステナビリティ報告指令（CSRD）（「欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）」）
- 欧州の金融機関に対するサステナビリティ関連情報の開示規制（SFDR：EU Regulation on Sustainability related Disclosure in the Financial service sector）
- 米国証券取引委員会（SEC）の気候関連開示規則
- 日本における有価証券報告書へのサステナビリティ情報開示義務化（SSBJのサステナビリティ開示基準公開草案）
- 非財務情報に対する第三者保証の義務化に関する検討
- GRIスタンダード改訂
- 特になし
- その他

2022年N=162, 2023年N=189, 2024年N=108, 複数回答可



## ①-2. 【外部動向の情報収集・分析】 外部動向の情報収集・分析に関する課題は何ですか？



2023年N=189, 2024年N=108, 複数回答可

- 外部動向の情報収集・分析に関する業務プロセスが定義されていない（属人的な情報収集になっている、担当部署が決まっていない 等）
- テクノロジーが活用できていない
- 外部動向の情報収集・分析をする担当者／担当部署から社内への情報伝達が遅い
- 海外の動向について、海外グループ会社からのエスカレーションのルートが整備されていない
- 情報が多すぎる、変化のスピードが速すぎる
- 緊急度の判断が難しい（すぐに対処すべき課題の識別が難しい 等）
- 重要度の判断が難しい（将来の企業価値に影響を及ぼすトリガーが分からない 等）
- 外部動向を受けて自社として取るべき対応について検討の場がない
- 特になし
- その他

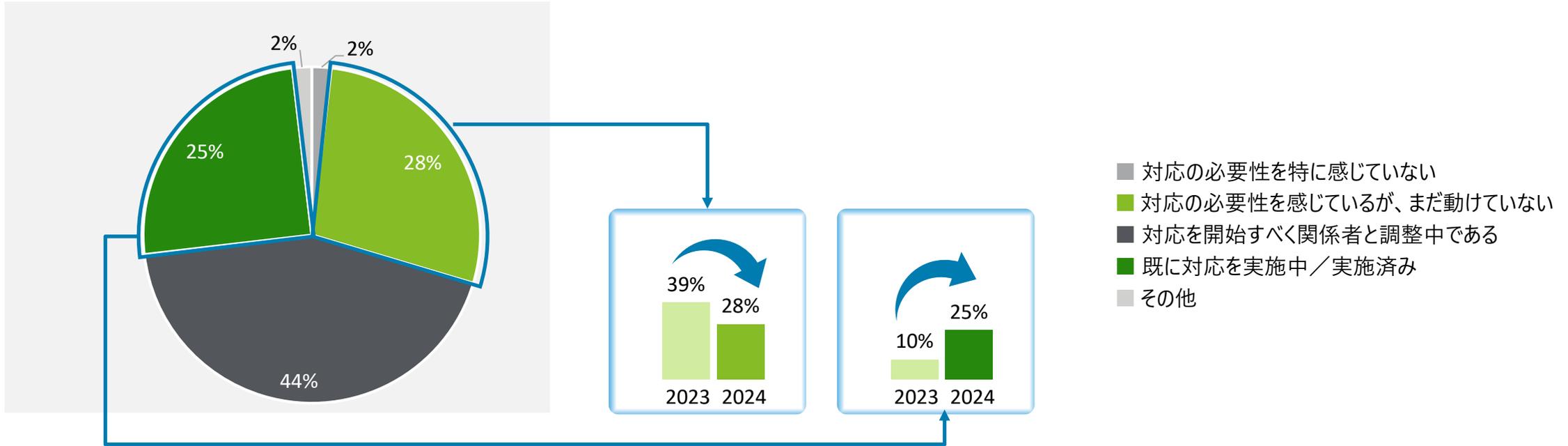
①-1. 注視しているESGデータの開示をめぐる外部動向について、「日本における有価証券報告書へのサステナビリティ情報開示義務化」については昨年に引き続き注目度が上がり、今年度は約96%の企業が注視していると回答した。「非財務情報に対する第三者保証の義務化に関する検討」を注視すると回答した企業は8割を超え、昨年度比で約2割弱と大幅に上がった。

①-2. 外部動向の情報収集・分析に関する課題についてはほぼ全ての企業が課題ありと回答。

- 約6割の企業が、「外部動向の情報収集・分析に関する業務プロセスが定義されていない」、「情報が多すぎる、変化のスピードが速すぎる」、「重要度の判断が難しい」と回答。
- 特に、「情報が多すぎる、変化のスピードが速すぎる」と回答した企業の割合が大きくなっており、昨年度比で1割上がっている。
- その他、「自社としてどの程度まで対応するべきかの判断が難しい」という回答も複数見られた。



### ①-3. 【外部動向を受けた対応】 ESGデータの開示をめぐる外部動向を受けて、具体的な対応を実施していますか？

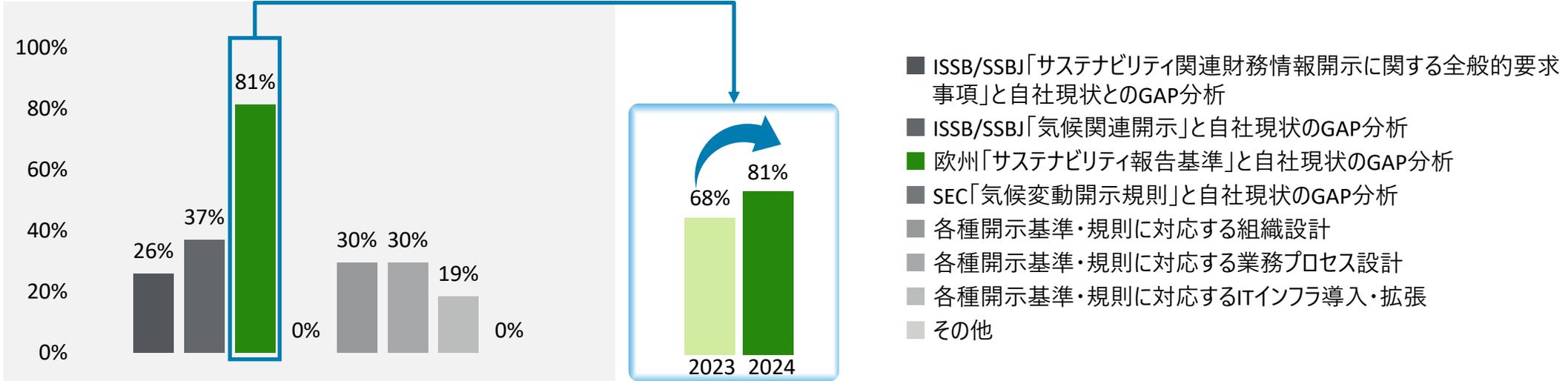


2023年N=189, 2024年N=108

①-3.外部動向を受けた具体的な対応実施については、昨年度の回答結果と比較して「対応の必要性を感じているが、まだ動けていない」と回答した割合が減り、「既に対応を実施中/実施済み」と回答した割合が大きくなった。



①-4. 公開草案の開示など、外部動向を受けての具体的な対応内容をご回答ください。



2023年N=19, 2024年N=27, 複数回答可

①-4.外部動向を受けての具体的な対応内容について、前問で「実施中／実施済み」と回答した企業27社の具体的な対応内容として、欧州「サステナビリティ報告基準」と自社現状のGAP分析を実施した企業は年々増えており、今年度は約8割の企業が対応している。



## 考察

各規制当局や各団体から非財務情報開示基準に関するアップデートが次々に公表され、企業は情報収集と対応に追われている。日本企業はグローバル開示規制（ISSBやCSRD）の適用に向けた具体的な取組みを進めつつある。また並行して保証基準の検討が進んだことで、企業の関心領域が開示内容のみならず、開示の精度や信頼性にシフトするといった変化がみられた。

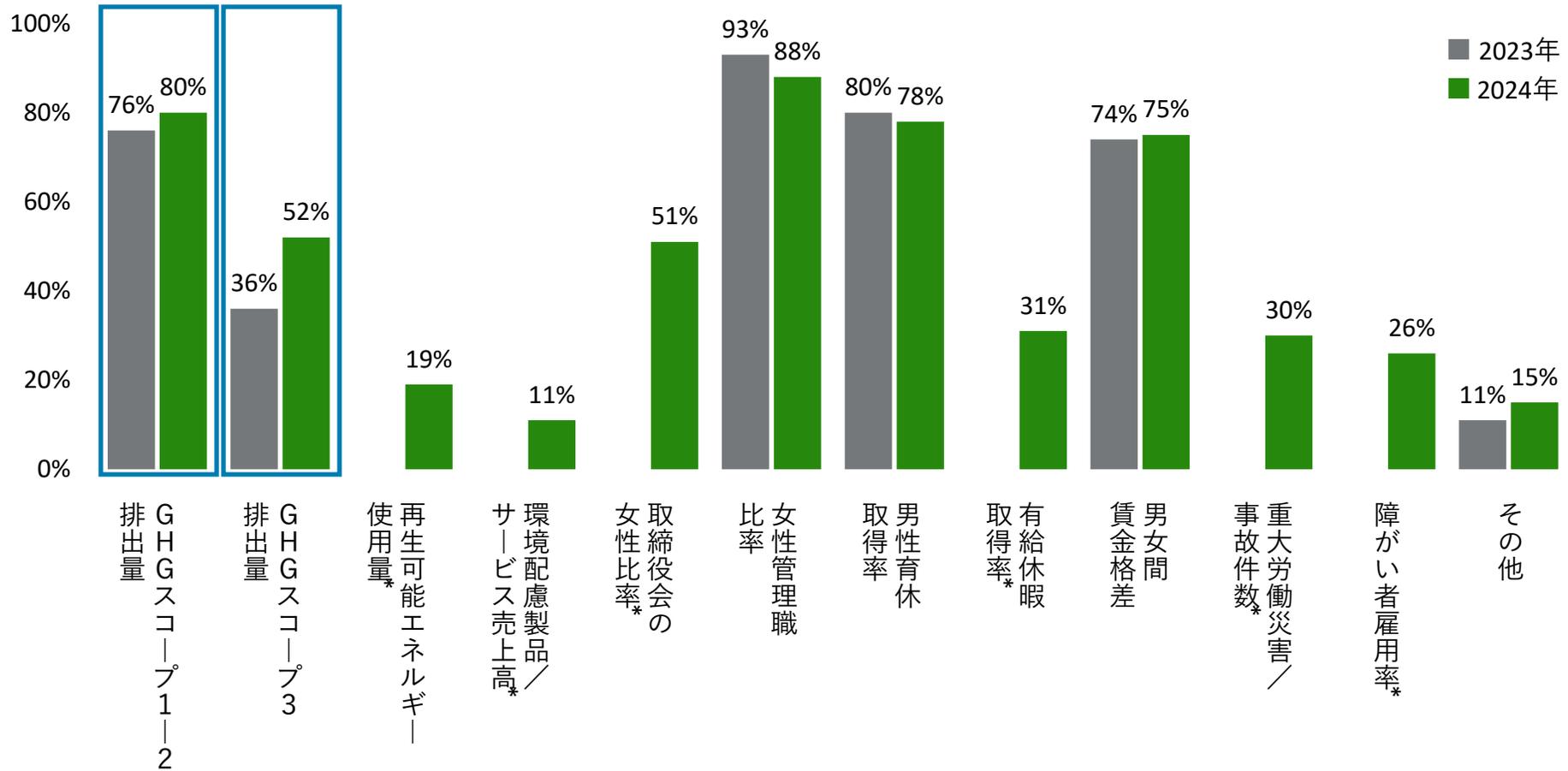
情報収集・分析にあたっては、業務プロセスの定義、情報量の多さ、変化のスピードの速さ、重要度の判断等といった様々な点において難しさを抱えており、引き続き外部モニタリング機能の強化が必要とされる。

また、外部動向を受けた具体的な取組みについては、昨年度と比較して「対応を実施中/実施済み」とする企業が増加した。各非財務情報開示基準の適用開始時期から逆算し、対応の検討から実行へと一歩前進した企業が増えたと考えられる。特に今回調査した回答者の8割以上がCSRDと自社現状開示とのGAP分析を実施しており、またSSBJに対する関心が高まっていることから、今後はCSRDのGAP分析からSSBJのGAP分析へとシフトしていくことが想定される。CSRDとのGAP分析を実施した企業は、CSRDとSSBJの要求事項の差分を識別するという取組みに進むことが考えられる。CSRD非対象企業については、SSBJと自社現状開示とのGAP分析を実施すると想定できる。



### ①-5. 【有価証券報告書における対応】

どのようなESGデータ（サステナビリティ関連情報）を有価証券報告書に掲載しましたか？

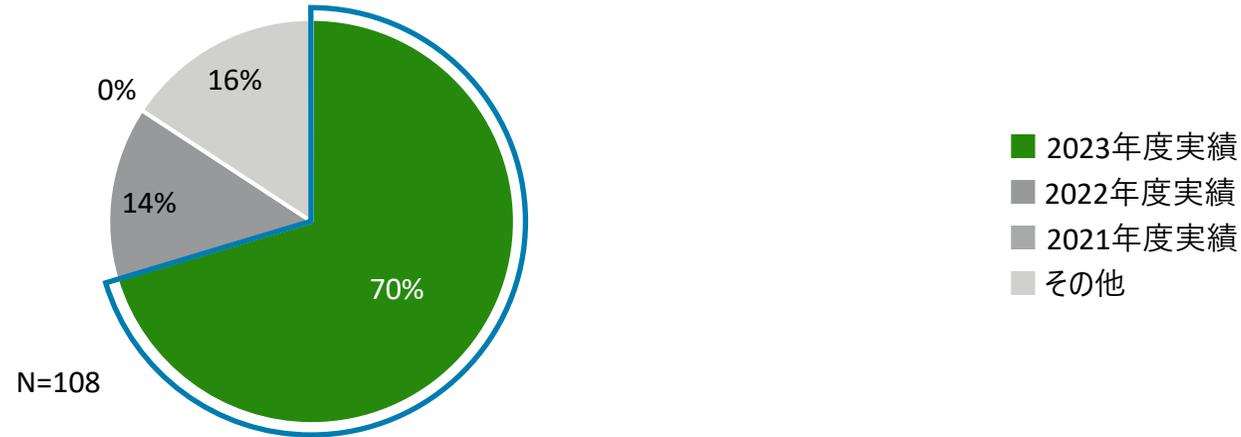


2023年N=189, 2024年N=108, 複数回答可

\*2024年度調査にて新規追加した回答選択肢



①-6.  
有価証券報告書に掲載したESGデータの対象年度はいつですか？

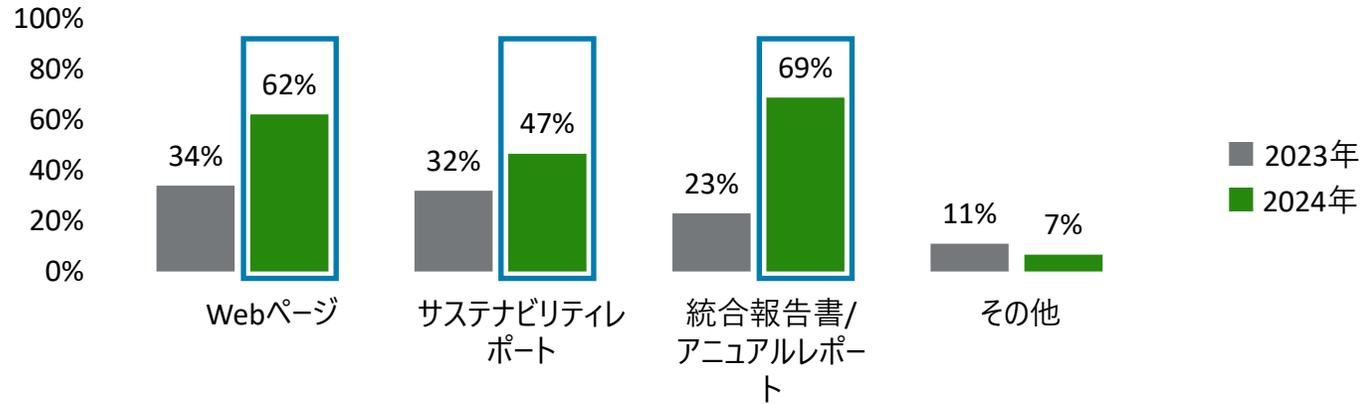


①-7.  
有価証券報告書にESGデータをどのように掲載しましたか？





①-8. ESGデータの詳細を掲載した別媒体は何ですか？



2023年N=47, 2024年N=45, 複数回答可

①-5.直近年の有価証券報告書に掲載したESGデータ（サステナビリティ関連情報）

- 「GHGスコープ1,2排出量」、「女性管理職比率」、「男性育休取得率」、「男女間賃金格差」は開示率が高く、約8割の企業が開示している。
- 次いで、「GHGスコープ3排出量」、「取締役会の女性比率」については、約半数の企業が開示している。
- 「GHGスコープ3排出量」については、昨年度比で約2割上昇した。

①-6.直近年の有価証券報告書に掲載したESGデータ（サステナビリティ関連情報）の対象年度

- 2023年度実績のESGデータを掲載した企業が最も多く、約7割を占める。
- 「環境データは2022年度実績、人的資本データは2023年度実績を掲載」といったように、ESGデータごとに対象年度が異なるケースも散見される。

①-7. 有価証券報告書におけるESGデータの掲載方法について、昨年度に比べて、有価証券報告書に実績の概要のみを掲載し、詳細は別媒体に掲載する企業の割合が高い。

①-8. ESGデータの詳細を掲載した別媒体について、「Webページ」、「サステナビリティレポート」、「統合報告書/アニュアルレポート」のいずれにおいても、昨年度に比べて割合が高くなっており、特に「統合報告書/アニュアルレポート」の割合が大きく伸びている。



## 考察

非財務情報開示に関する基準の開発・アップデートに伴い、ESGデータの開示を充実させる動きが高まっている。本サーベイの回答結果からも、直近年の様々なESG実績データを有価証券報告書に開示するという企業の取組み姿勢が見受けられた。他方で、ESGデータごとに開示の対象年度が異なるという結果も散見されており、ESGデータの対象年度は必ずしも同じ時間軸とは限らないという現状がみてとれる。

また開示割合について、GHG Scope1-2排出量データの開示割合は約8割と高い一方で、GHG Scope3排出量の開示割合は約半数にとどまる結果となった。有限責任監査法人トーマツが実施した「AIを用いたテキスト解析による有価証券報告書の開示動向調査」\*5に記載の通り、GHG Scope3は自社のサプライチェーンに関連する他社のGHG排出量等を考慮する必要があり、算定に時間を要すること等から開示の難易度が高い。このことが、GHG Scope3開示企業の割合や開示データの対象年度に影響を与えていると推察される。

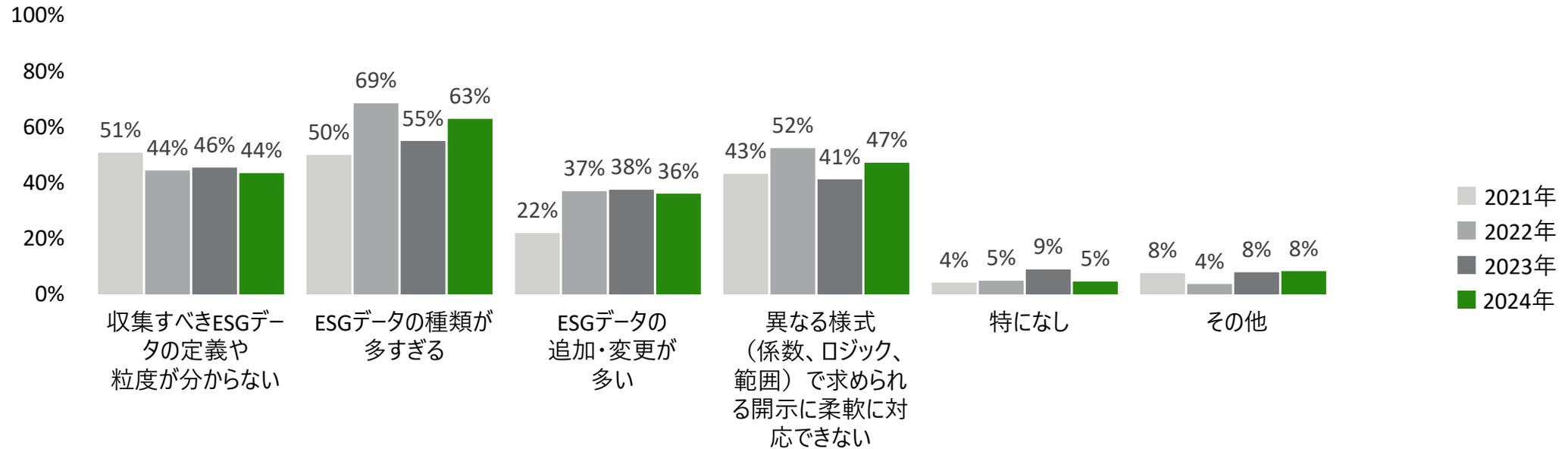
また、ESGデータの開示方法としては、有価証券報告書にて実績の概要のみを開示し、詳細内容は統合報告書/アニュアルレポート等の別媒体に掲載する形態をとる企業の割合が大きくなった。統合報告書/アニュアルレポートへの掲載を通して、ESGデータが単なる企業のサステナビリティの取組みの現状を示すものではなく、経営戦略や価値創造といった企業の将来像の実現可能性を裏付ける要素として投資家等のステークホルダーに活用されていることが考えられる。

## ② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の確立と高度化

続いて、企業内部のESGデータ収集に関する課題を伺った。



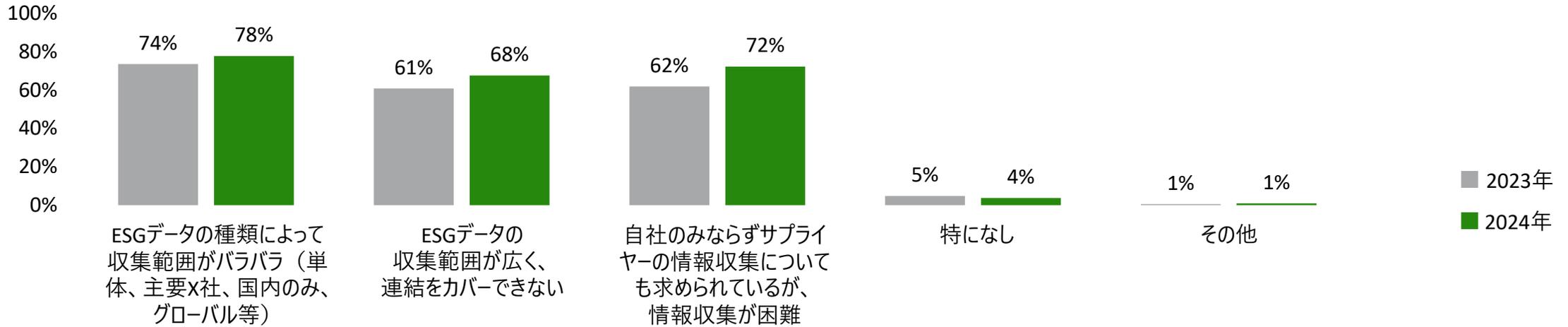
### ②-1. 【連結範囲での内部データ】 ESGデータ収集にあたり、対象データに関する課題は何ですか？



2021年N=118, 2022年N=162, 2023年N=189, 2024年N=108, 複数回答可



## ②-2. ESGデータを収集する対象範囲に関する課題は何ですか？



2023年N=189, 2024年N=108, 複数回答可

### ②-1. ESGデータ収集にあたり、対象データに関する課題

- 「ESGデータの種類が多すぎる」という回答が約6割で最多であり、次いで、異なる様式の開示に対応できない、収集すべきESGデータの定義や粒度がわからない、ESGデータの追加/変更が多いが続く。
- その他の回答では、連結ベース/部横断でのデータ収集に課題があるという回答が散見された。

### ②-2. ESGデータの収集範囲に関する課題

- 「ESGデータの種類によって収集範囲がバラバラ」、「ESGデータの収集範囲が広く、連結をカバーできない」、「自社だけでなくサプライヤーについても情報収集するのが困難」のすべての項目において課題として認識していると回答する割合が昨年よりも増えた。
- 特に、「自社だけでなくサプライヤーについても情報収集するのが困難」であることを課題とする割合は昨年と比較し約1割ほど増加した。



## 考察

これまでの非財務情報開示では、様々な開示基準が乱立し、企業はそれぞれの開示基準に合わせてデータを収集・開示する、または複数の開示基準にマッピングするなど、データの収集から開示に要する作業は煩雑を極めていた。そのような状況を改善するべく、IFRSがグローバルベースラインとなるISSB基準を作成し、日本においてもSSBJがISSB基準をベースに国内におけるサステナビリティ開示基準を作成している。一方で今回の調査結果から改善の兆候は見られなかった。こうした結果の背景として、これまでの取り組み状況や企業規模によって個々の課題が発生していることが想定される。

例えば、上場企業のうちこれまでESGに関する取り組みを進めてこなかった企業においては、今後強制的にESGデータの収集範囲を拡大しなくてはいけなくなる可能性がある。SSBJが作成中のサステナビリティ開示基準に関して、金融庁の金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」では、法改正を含めて、2030年代を目標にプライム市場に上場する全企業に同開示基準を適用することを想定した議論が進められている\*6。実際にプライム市場に上場する全企業に強制的にESGデータを開示要求する法改正がなされた場合、企業への影響は大きく、実務的な課題を抱える企業は増加することが想定できる。すでに制度開示が導入されることを想定し、開示に向けた準備を始めている企業もあり、準備の中で新たな課題に直面していることが考えられる。

一方で、すでにESGデータがある程度開示している企業においても、グローバルでビジネスを展開しており、欧州におけるサステナビリティ情報開示規制の対象となっている場合には、幅広い領域のデータを連結で収集するための準備を始めており、新たなデータの定義やデータ粒度の設定などの課題を抱えている。

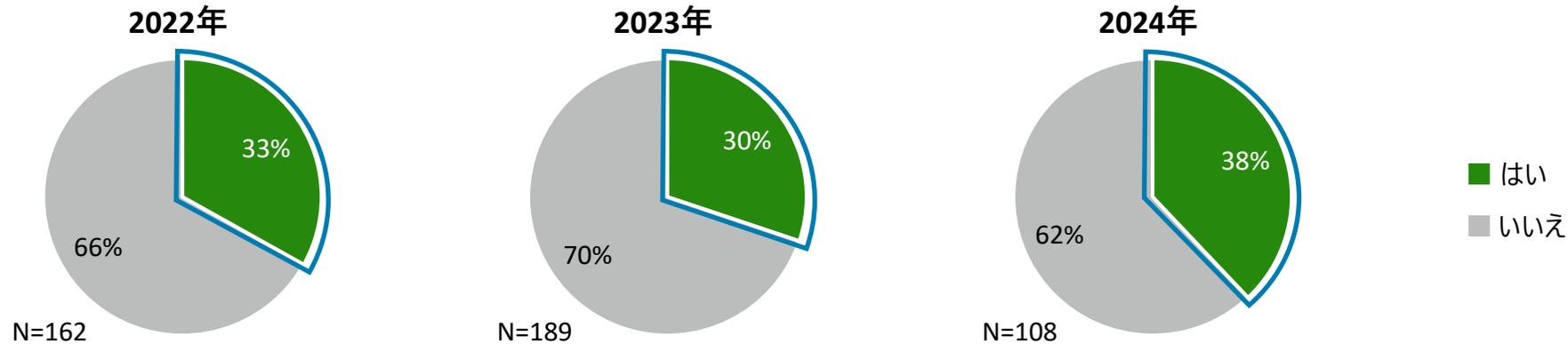
今後、制度開示の導入によってデータ収集範囲を拡大する企業が増え、様々な課題に直面することが想定される。企業は規制の動向をウォッチし、早々に対応を始めることが求められる。

## ② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の確立と高度化（続き）

ここではESGデータ収集でのシステム（ITツールやパッケージ）利用について伺い、さらにITシステムを活用していると回答いただいた方を対象に、システムで収集しているデータ領域と、システム活用における課題を調査した。

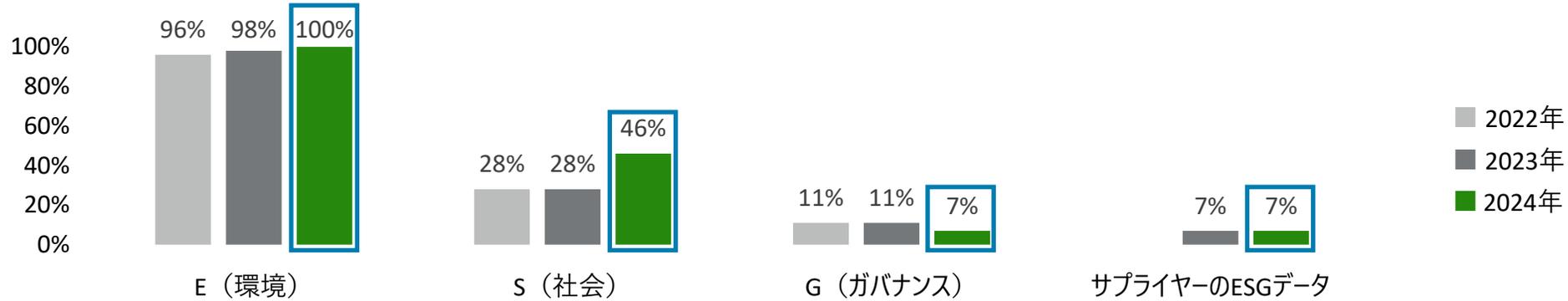


### ②-3. ESGデータ収集にシステムを使っていますか？





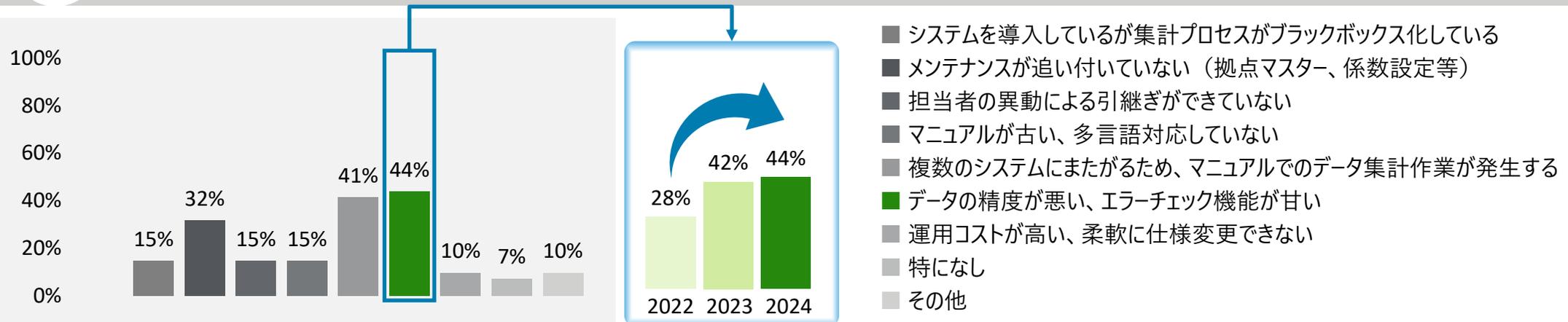
②-4.  
②-3.が「はい」の場合、システムで収集しているデータの領域をご回答ください。



2022年N=53, 2023年N=57, 2024年N=41, 複数回答可



②-5.  
②-3.が「はい」の場合、システムによるESGデータ収集における課題は何ですか？

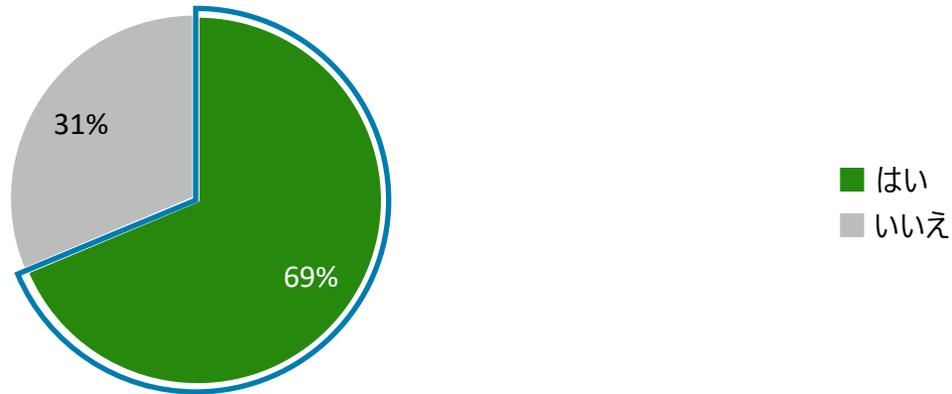


2022年N=53, 2023年N=57, 2024年N=41, 複数回答可



②-6.

No.17が「いいえ」の場合、ESGデータ収集にシステム活用を検討していますか？または検討したいと考えていますか？



N=67

②-3. ESGデータ収集にシステムを使用しているかについて、ESGデータ収集にシステムを使っている回答者の割合は昨年から約1割増加した。一昨年から昨年にかけて使用していると回答した割合は減少したが、再び増加の傾向を見せた。

#### ②-4. システムで収集しているデータ領域

- E（環境）領域データ収集におけるシステム使用率は引き続き高い水準を維持しており、S（社会）領域においてもシステムを使用する割合が大幅に増加した。
- システムで収集しているデータの領域では、E（環境）が突出しておりシステムを使用していると回答したすべての企業が環境領域におけるデータ収集にシステムを使用していた。
- S（社会）のデータをシステムを使用して収集していると回答した割合が昨年と比較し、約2割増加した。

#### ②-5. システムによるESGデータ収集における課題

- ESGデータ収集システムの課題に関して、バラつきがあるものの、特に「メンテナンスが追いついていない」、「複数のシステムにまたがるため、マニュアルでのデータ収集作業が発生する」、「データの精度が悪い、エラーチェック機能が甘い」と回答した割合が高い。
- 「データの精度が悪い、エラーチェック機能が甘い」と回答した割合は3か年で約2割増加している。

②-6. ESGデータ収集にシステム活用を検討について、システム未導入の企業における回答者のうち、約7割がシステム活用を検討中である。



## 考察

ESGデータ収集にシステムを利用している割合は経年変化で見ると概ね横ばいであったが、今後システム導入を検討しているとした回答者の割合は約7割であった。多くの企業が業務負担を軽減するために、データ収集業務においてシステムの導入を検討していると考えられる。

ESGデータ収集の目的としては、それらのデータを経営戦略に活用していくことが挙げられる。しかし、経済産業省の「サステナビリティ関連データの効率的収集と戦略的活用に関するワーキング・グループ」において、多くの企業で、「開示要請」や「法規制」への対応がサステナビリティ関連のデータ・情報の主な収集目的となってしまうことが指摘されている。サステナビリティ関連データを「経営戦略」（進捗モニタリング、分析、経営の意思決定等）に活用できていない企業の割合が多い状況に対して、本来のあるべき姿とは乖離があるという課題認識が示されている\*7。

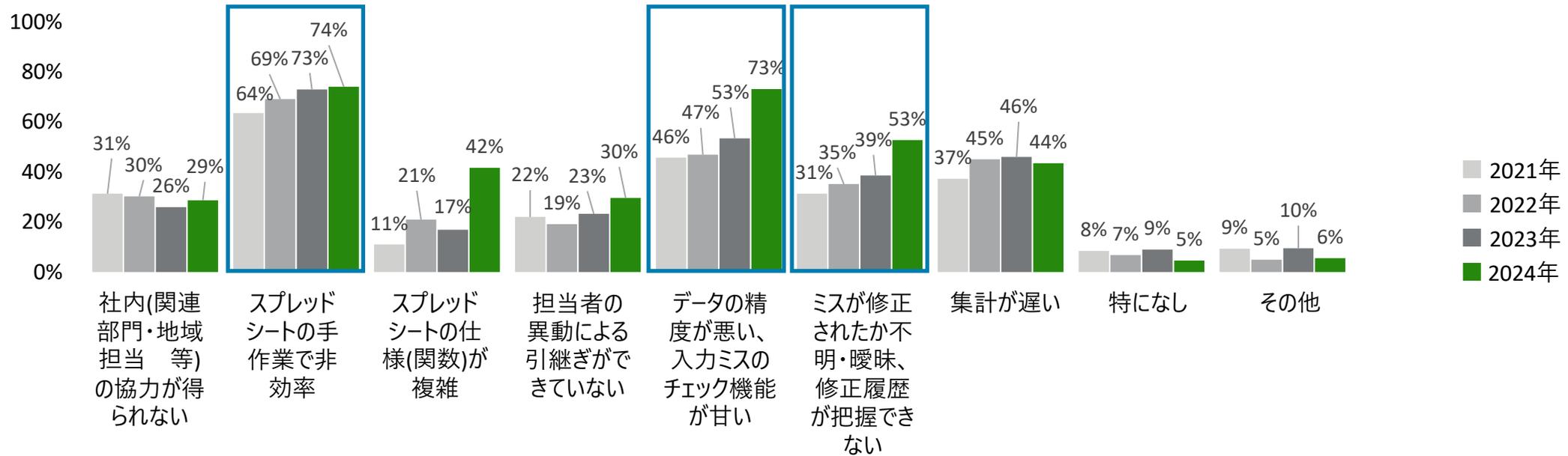
一方で、サステナビリティ関連の経営判断に関して、当社が実施している「デロイト 2024年 CxO サステナビリティレポート」\*8における調査では、「この1年でサステナビリティへの投資はどのように変化しましたか？」という質問に対し、「大幅に増加した（20%以上増加）」、「若干増加した（6～19%増加）」のいずれかに回答した企業は85%であった。多くの企業が積極的にサステナビリティ関連のアクションを起こしていることがわかるが、前述の経済産業省の課題認識も加味すると、収集したESGデータを経営判断の材料として使用しないまま投資増加等の判断に至っている企業も少なからず存在するのではないかと懸念される。

今後、ESGデータを経営判断に活用していくためには、CxOの意識改革に加え、タイムリーかつ正確なデータを収集することができるインフラの整備が求められる。制度対応や開示要請への対応も非常に重要ではあるが、企業においてはこうした視点をもってシステム導入等の体制整備を進めていく必要がある。

続いて全回答者を対象に、手作業によるESGデータ収集における課題を伺った。なお、システム（ITツールやパッケージ）を一部で活用している企業であっても、システム外で収集するESGデータがあること、あるいは異なるITシステムで集めたデータを集計する、開示用フォーマットに変換する等の業務プロセスにおいて一定手作業が発生しているため、ここではESGデータ収集におけるITシステム活用有無に関わらず、全回答者を対象としている。



## ②-7. マニュアルによるESGデータ収集における課題は何ですか？



2021年N=118, 2022年N=162, 2023年N=189, 2024年N=108, 複数回答可

### ②-7. マニュアルによるESGデータ収集における課題

- 「スプレッドシートの手作業で非効率」、「データの精度が悪い、入力ミスのチェック機能が甘い」、「ミスが修正されたか不明・曖昧、修正履歴が把握できない」については、4か年を通じて課題として回答する割合が増加。
- 「スプレッドシートの仕様（関数）が複雑」については昨年と比較して、約3割増加した。データの集計単位を連結に拡大する企業が増えたことや、部署間でのデータを1つのスプレッドシートで管理する企業が多くなったことが起因していると想定される。



## 考察

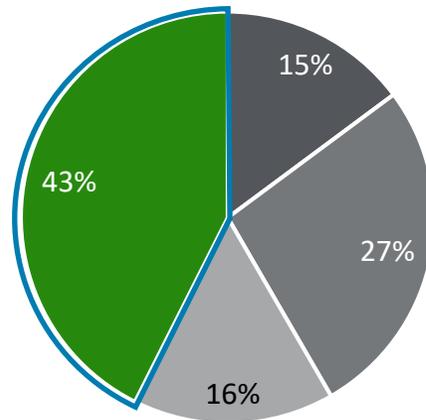
ESGデータ収集にシステムを使用しているかについて、過半数の回答者が未導入と回答した。また、システムを導入しているとした回答者においても、領域によってはマニュアルでデータの収集を実施している。本サーベイにおいて、マニュアルでのデータ収集における課題として修正履歴のチェックが難しいことや、データの精度に問題があると回答する割合が多かった。今後、制度開示において第三者保証の取得が要求されるようになると、データの正確性、データ収集プロセスのトレーサビリティが重要になるが、そうしたプロセスの構築は難易度が高く、多くの企業で苦難していることが伺える。また、こうしたプロセスを構築していくにあたり、他部署や関連会社からの協力が必須となるが、本サーベイにおいては約3割の回答者が社内の協力を得られていないと回答している。企業によって社内体制や収集対象とするESGデータは異なるが、限られたリソースの中で自社にとって何が最適解かを模索する必要がある。

## ② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の確立と高度化（続き）

非財務情報開示の要請事項の動向を踏まえると、企業にはサステナビリティ報告の正確性や信頼性を担保するため、第三者保証を早急に検討することが求められる。さらには、重要な誤りが確認されないことを示す「限定的保証」から、より厳格に精査を行い、報告内容の正確性や網羅性を認める「合理的保証」を求める動きに向かうことも明らかである。そこでこの設問では、ESGデータに対する第三者保証について伺った。



### ②-8. ESGデータの第三者保証についてご回答ください。



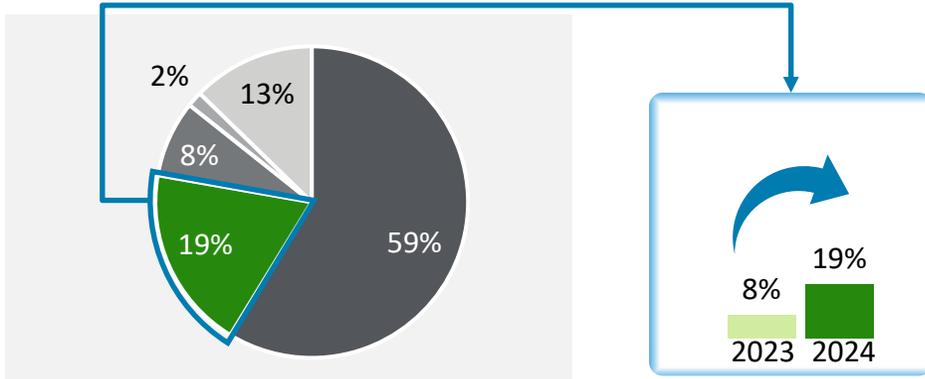
- ESGデータの第三者保証は実施しておらず、今後も予定はない
- ESGデータの第三者保証は実施していないが、今後実施予定である
- 既にESGデータの第三者保証を実施しているが、対象データの拡大は特に予定していない
- 既にESGデータの第三者保証を実施しており、今後対象データの拡大を予定している
- その他

N=108



②-9.

既にESGデータの第三者保証を実施している場合、ESGデータの第三者保証について、直近年度に保証会社を変更しましたか？



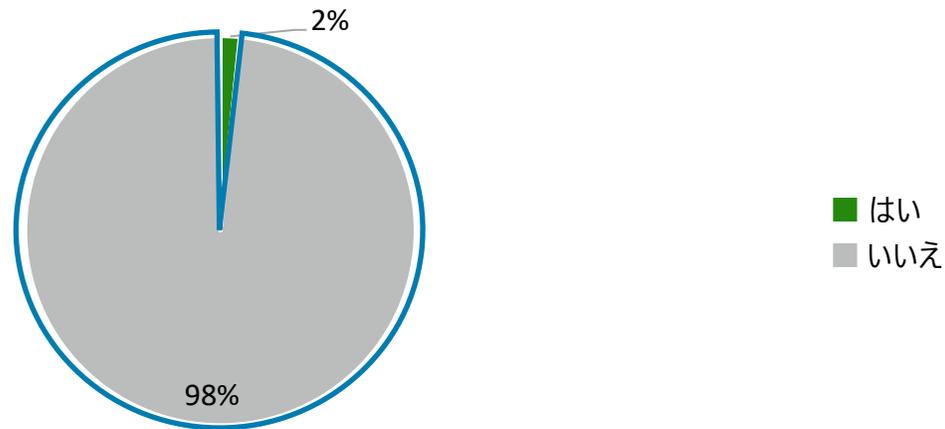
2023年N=110, 2024年N=63

- 変更しておらず、今後も予定はない
- 変更していないが、今後変更予定である
- 現在自社の会計監査を実施している監査法人（グループ会社を含む）に変更した
- 現在自社の会計監査を実施している監査法人以外の監査法人（グループ会社を含む）に変更した
- その他



②-10.

既にESGデータの第三者保証を実施している場合、直近年度に適用する保証基準を変更しましたか？

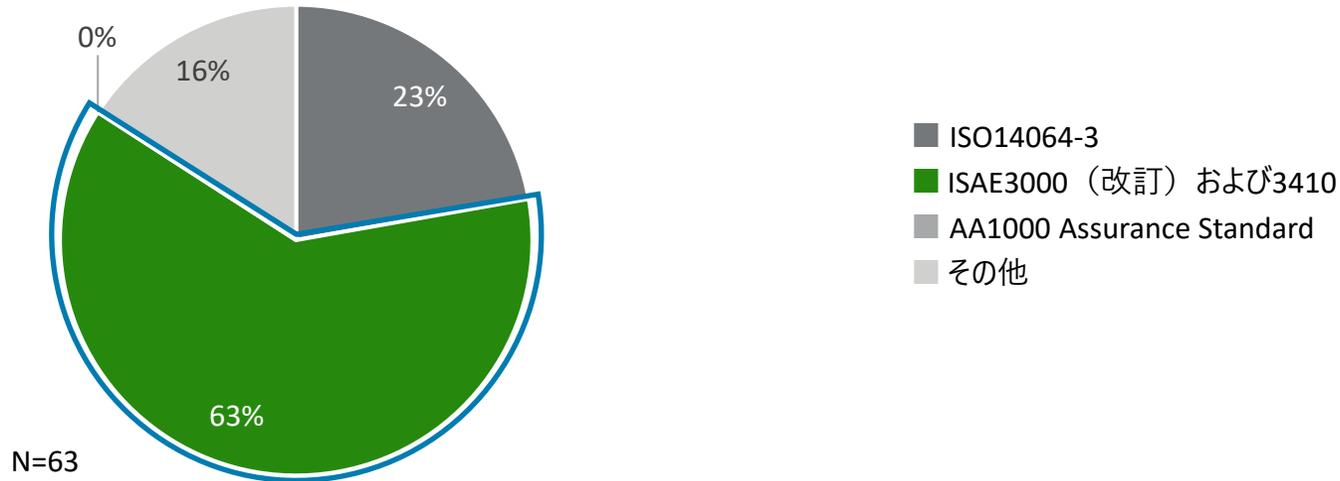


N=63



## ②-11.

既にESGデータの第三者保証を実施している場合、ESGデータの第三者保証に適用した保証基準は何ですか？



### ②-8. ESGデータの第三者保証について

- 既に第三者保証を実施しており、今後対象データの拡大を予定している」と回答した割合は約4割であった。
- 「ESGデータの第三者保証は実施しておらず、今後も予定はない」と回答した割合は15%であった。

### ②-9. 直近年度に保証会社を変更したかについて

- 約6割の回答者は直近年度に保証会社を変更しておらず、今後も予定はないと回答。
- 変更していないが、今後変更予定であった回答者が9ポイント増加。
- 監査法人系の監査人に変更済み、または変更予定である企業は約3割。非財務情報の保証義務化や保証水準の厳格化に対応する企業が出てきていると推察。

### ②-10. 直近年度に適用する保証基準を変更したかについて

- ほとんどの回答者において、直近年度に適用する保証基準を変更していない。

### ②-11. ESGデータの第三者保証に適用した保証基準について

- ESGデータの第三者保証に適用した保証基準は、ISAE3000（改訂）および3410が最も多く、全体の約60%を占める。



## 考察

非財務情報が、中長期視点の投資家の意思決定に活用されていることを考慮すると、第三者保証による信頼性確保が極めて重要であると考えられる。収集・開示したデータの信頼性が低かった場合、そのデータを基に算出される企業価値評価の結果も信頼性の低いものとなる。特にパッシブ投資家のように多くの企業情報を横並びで比較する際には、それぞれの企業のデータの信頼性が異なる状況で正当な判断を下すのは困難となる。また、今後、非財務情報を経営判断に活用していくことを想定すると、信頼性の低いデータを基に判断を下すことは経営上大きなリスクにつながる。

様々な制度開示の中で第三者保証の取得が要求されており、企業はその対応に追われている。第三者保証取得に向けた取り組みは一定の業務負荷を与えられるが、企業内外両方において、そのデータを活用していくことを前提に置くとその取り組み自体の意義は大きい。

保証基準に関する動向としては、2024年9月20日に国際監査・保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Standards Board）<sup>\*9</sup>がサステナビリティ保証に関する国際基準ISSA5000を承認した。正式発効は2024年末を予定しており、包括的なガイダンスとアプリケーション資料は2025年1月に公開される予定である。ISSA5000が会計士以外の専門家にも利用可能となるための前提として、国際会計士倫理基準審議（IESBA）が定める倫理規程（IESBA code）及びIAASBが定める品質管理システムに係る要求事項（ISQM1等）と少なくとも同程度以上（at least as demanding）の要求事項が遵守されなければならない点には留意が必要である<sup>\*10</sup>。

グローバルベースラインとなる包括的な保証基準が浸透することで、様々な保証基準が混在する状況を解消し、サステナビリティ情報の信頼性を高め、市場参加者がより正確な意思決定ができることにつながることを期待したい。

### ③ ESGデータの開示と自社の企業価値との関連性に関するモニタリング・分析

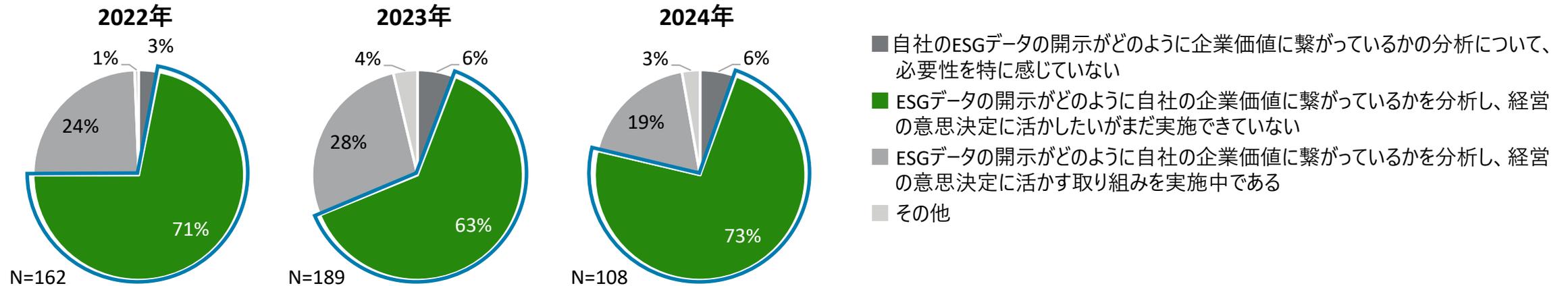
ESGデータの開示と企業価値の関連性は現時点でスタンダードになっている取り組みはなく、個社ごとに分析が行われている。

そこで、「③ ESGデータの開示と自社の企業価値との関連性に関するモニタリング・分析」では、ESGデータの開示が自社の企業価値に与える影響をどのように分析しているか調査した。



#### ③-1. 【開示情報の分析】

ESGデータの開示と自社の企業価値に関する分析についてご回答ください。

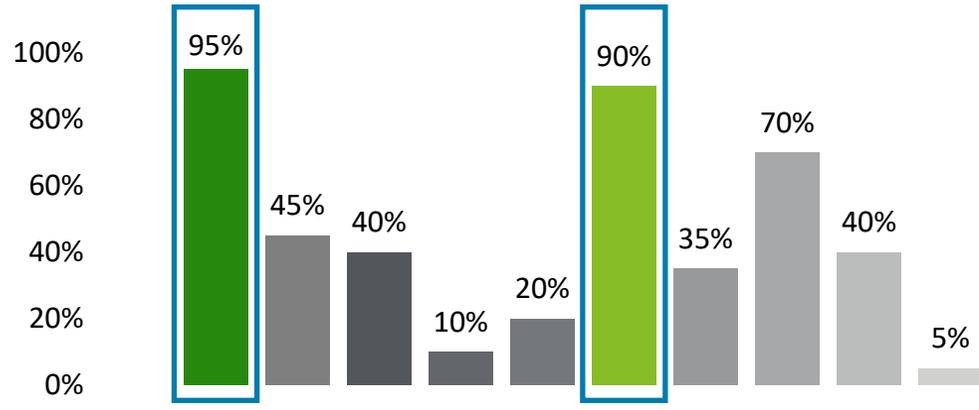


③-1. ESGデータの開示と自社の企業価値に関する分析について、「ESGデータの開示がどのように自社の企業価値に繋がっているかを分析し、経営の意思決定に活かしたいがまだ実施できていない」と回答した回答者が約7割であり、過去3年間の調査結果から変化は見られなかった。実行段階に移行することはできていないものの、ESGデータの開示による効果を検証し、経営の意思決定に活かしたいと考える回答者の割合が高いことがわかる。



### ③-2.

ESGデータと企業価値の分析や経営意思決定に活かす取り組みを実施している場合、意思決定に活かしている具体的な取り組みは何ですか？



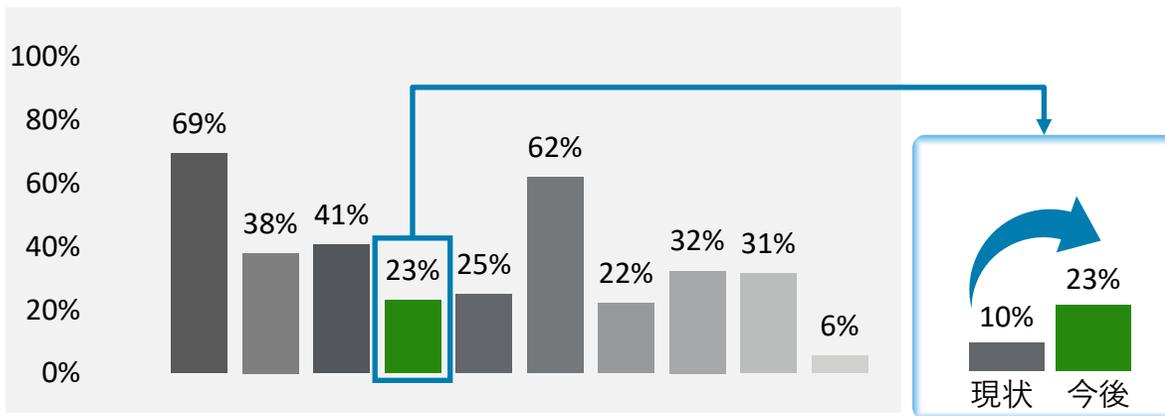
- リスク及び機会の識別・評価・分析
- 事業ポートフォリオの方向性の検討
- 経営資源配分の検討
- 製品ポートフォリオの検討
- 調達先の選別・管理
- サステナビリティ関連KPIの設定及び進捗モニタリング
- オペレーション管理（エネルギー管理 等）
- 役員報酬とのリンケージ
- 従業員エンゲージメント管理
- その他

N=20, 複数回答可



### ③-3.

経営の意思決定に活かす取り組みとして、今後実施したい内容は何ですか？



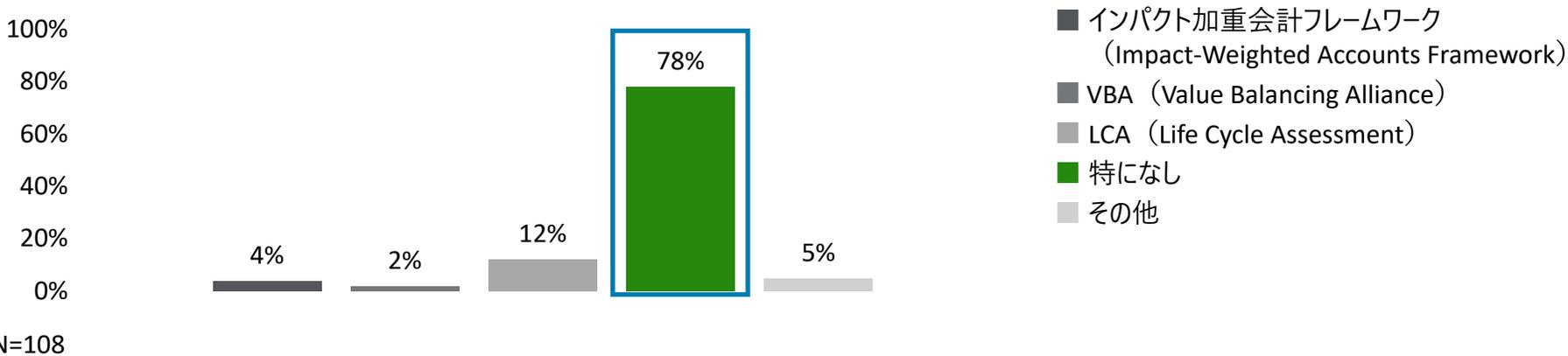
- リスク及び機会の識別・評価・分析
- 事業ポートフォリオの方向性の検討
- 経営資源配分の検討
- 製品ポートフォリオの検討
- 調達先の選別・管理
- サステナビリティ関連KPIの設定及び進捗モニタリング
- オペレーション管理（エネルギー管理 等）
- 役員報酬とのリンケージ
- 従業員エンゲージメント管理
- その他

N=108, 複数回答可

③-2. ESGデータの開示と自社の企業価値に関する分析や意思決定に活かす**取り組みを実施している場合の具体的な取り組み内容**について、取り組みを実施中であると回答した回答者のうち約90%の回答者が、「リスク・機会の識別・評価・分析」や「サステナビリティ関連KPIの設定および進捗モニタリング」を経営意思決定に活用していると回答した。また、「役員報酬とのリンク」については、約70%が経営の意思決定に活かしていると回答し、約40%の回答が、「事業ポートフォリオの方向性の検討」、「経営資源配分の検討」、「オペレーション管理」、「従業員エンゲージメント管理」の4項目となった。

③-3 ESGデータの開示と自社の企業価値に関する分析や意思決定に活かす**取り組みを実施していない場合で、今後取り組みたいと考えている内容**について、「製品ポートフォリオの検討」については、すでに取り組みを行っている場合の回答割合と比べて相対的に高くなっており、注目度が高いことがうかがえる。

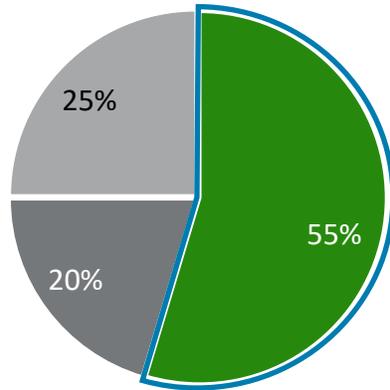
③-4. 環境価値や社会価値の可視化（インパクト評価）を経営意思決定に活かしている場合、評価に使用したフレームワーク／モデルをご回答ください。



③-4. 環境価値や社会価値の可視化（インパクト評価）を経営意思決定に活かしている場合に使用しているフレームワーク／モデルについて、特になしと回答した回答者が約8割となった。評価に使用されたフレームワークとしては、LCAが回答者の約10%であり最も高いという結果になった。



③-5. ESGデータの開示と自社の企業価値との関連性について、投資家との対話を実施しましたか？



- 実施している
- 実施していないが、今後実施予定である
- 実施しておらず、今後も予定はない

N=108

③-5. ESGデータの開示と自社の企業価値との関連性について投資家との対話を実施したかについて、約5割が投資家と対話を実施していると回答した。今後実施予定という回答を含めると約8割弱となり、投資家との積極的な対話を目指す姿勢がわかる。



## 考察

ESGデータを経営管理において活用する取り組みは一定、実行段階に移行しつつも、ESGデータの開示による効果を検証し経営の意思決定に活かしたいと考える割合が依然高いことがわかった。実際の活用例という意味では、リスク及び機会の識別・評価・分析やサステナビリティ関連KPIの設定及び進捗モニタリング、さらに役員報酬とのリンケージを中心に展開している。また、より全社戦略に近いシーンでの活用では、事業ポートフォリオの方向性の検討や経営資源配分の検討、製品ポートフォリオの検討といった活用例に関心がある。

ESG領域が経営アジェンダとして認識されるようになり、ESGデータの活用が進展しつつあるが、現在の企業の取り組み状況の実績を見ると、今は過渡期ともいえる。環境・社会価値と企業価値の持続的な向上を狙い、従来の財務諸表には表れない価値を増やすため、中長期視点での資源配分や活動が重要となる。

近年注目を集める環境価値や社会価値の可視化（インパクト評価）は、事業活動から企業価値に至る因果の繋がりを描き、「変化」を可視化して管理することができる。他方で、インパクト評価に使用しているフレームワーク／モデルについて、特になしと回答した回答者は約8割という結果になった。これはフレームワーク／モデルに対する理解が不足している可能性を示唆する。

インパクト評価の導入企業数はまだ少ないものの、インパクト加重会計フレームワークやVBAを中心に、フレームワークの積極的な開発が進んでおり、統合・標準化の動きをみせる。環境価値や社会価値を可視化することにより、非財務情報と企業価値の関係性についても解像度を上げて捉えることができる。フレームワーク／モデルに対する理解を深めることで、自社の経営意思決定に活かすイメージを具体化することができるだろう。

自社の企業価値を説明するために価値創造ストーリーの構築が欠かせない。価値創造には財務情報と非財務情報の両面が必要であり、相対的に活用が遅れている非財務情報をどのようにストーリーに組み込んでいくかが重要である。インパクト評価等の手法を活用し、表裏一体である財務・非財務情報をロジカルに分析、企業価値向上に寄与するトリガーを見極め、説得力のある企業価値向上に向けたストーリー構築を目指したい。

## 4. 調査概要

調査期間	2024年8月	調査方法	Webサーベイ
参加企業・回答者数	91社108名		

### 【参加企業属性】

上場区分	企業数	割合
東証プライム	88	96.7%
東証スタンダード	2	2.2%
非上場	1	1.1%
総計	91	100%

- ※1：主に基礎化学品
- ※2：主に産業機械
- ※3：主に家庭用電気機器
- ※4：建設、商社
- ※5：電力、ガス
- ※6：主に石油
- ※7：各種不動産投資信託、不動産開発
- ※8：情報技術コンサルティング、インターネットサービスおよびインフラストラクチャー
- ※9：ライフサイエンス・ツール／サービス

業種	割合
<b>製造業</b>	<b>61.5%</b>
素材 <sup>※1</sup>	20.9%
資本財 <sup>※2</sup>	12.1%
耐久消費財・アパレル <sup>※3</sup>	8.8%
自動車・自動車部品	7.7%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.4%
食品・飲料・タバコ	3.3%
ヘルスケア機器・サービス	1.1%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.1%
ソフトウェア・サービス	1.1%
家庭用品・パーソナル用品	1.1%
<b>非製造業</b>	<b>38.5%</b>
資本財 <sup>※4</sup>	8.8%
公益事業 <sup>※5</sup>	5.5%
エネルギー <sup>※6</sup>	3.3%
不動産 <sup>※7</sup>	3.3%
ソフトウェア・サービス <sup>※8</sup>	3.3%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス <sup>※9</sup>	3.3%
小売	2.2%
運輸	2.2%
各種金融	2.2%
商業・専門サービス	1.1%
消費者サービス	1.1%
メディア・娯楽	1.1%
銀行	1.1%
総計	100%

# Contact

岩村 篤 / Atsushi Iwamura

デロイトトーマツ リスクアドバイザー合同会社 代表執行役 | デロイトトーマツグループ CTrO (Chief Transformation Officer) | S&C VBU Leader

e-mail : [atsushi.iwamura@tohmatu.co.jp](mailto:atsushi.iwamura@tohmatu.co.jp)

中島 史博 / Fumihiro Nakajima

デロイトトーマツ リスクアドバイザー合同会社 マネージングディレクター

e-mail : [fumihiro.nakajima@tohmatu.co.jp](mailto:fumihiro.nakajima@tohmatu.co.jp)

丹羽 弘善 / Hiroyoshi Niwa

デロイトトーマツ コンサルティング合同会社 執行役員

e-mail : [hniwa@tohmatu.co.jp](mailto:hniwa@tohmatu.co.jp)

# 注釈

1. IFRS財団「ISSB-最初のサステナビリティ開示基準を公表」（2023年6月26日）：  
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/news/2023/issb-standards-launch-press-release-japanese.pdf>
2. SSBJ「サステナビリティ基準委員会がサステナビリティ開示基準の公開草案を公表」（2024年3月29日）：  
[https://www.ssb-j.jp/jp/domestic\\_standards/exposure\\_draft/y2024/2024-0329.html](https://www.ssb-j.jp/jp/domestic_standards/exposure_draft/y2024/2024-0329.html)
3. European Commission「The Commission adopts the European Sustainability Reporting Standards」（2023年7月31日）：  
[https://finance.ec.europa.eu/news/commission-adopts-european-sustainability-reporting-standards-2023-07-31\\_en](https://finance.ec.europa.eu/news/commission-adopts-european-sustainability-reporting-standards-2023-07-31_en)
4. デロイト トーマツ グループ「ESGデータの収集・開示に係るサーベイ2023」（2023年10月）：  
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/risk/articles/srr/esg-survey-data-driven.html>
5. 有限責任監査法人トーマツ「AIを用いたテキスト解析による有価証券報告書の開示動向調査」（2024年8月）：  
<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/about-deloitte/news-releases/jp-nr-nr20240820.pdf>
6. 金融庁 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 第二回 事務局説明資料」（2024年5月14日）：  
[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/sustainability\\_disclose\\_wg/shiryoku/20240514/01.pdf#:~:text=%E3%82%B5%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%8A%E3%83%93%E3%83%AA%E3%83%86%E3%82%A3%E9%96%8B%E7%A4%BA](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20240514/01.pdf#:~:text=%E3%82%B5%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%8A%E3%83%93%E3%83%AA%E3%83%86%E3%82%A3%E9%96%8B%E7%A4%BA)
7. 経産省「サステナビリティ関連データの効率的な収集及び戦略的活用に関する報告書（中間整理）－概要版－」（2023年7月18日）：  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/hizaimu\\_joho/data\\_wg/pdf/20230718\\_2.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/hizaimu_joho/data_wg/pdf/20230718_2.pdf)
8. デロイト トーマツ グループ「デロイト 2024年 CxOサステナビリティレポート」（2024年9月13日）：  
<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/about-deloitte/news-releases/jp-2024-sustainability-report.pdf>
9. IAASBウェブサイト：<https://www.iaasb.org/>
10. デロイト トーマツ グループ「サステナビリティ情報の保証業務を取り巻く最新動向と今後の見通し－国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000の公開草案の概要－」月刊誌『会計情報』2023年11月号：  
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/atc/202311/kaikeijyoho-202311-07.html>

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの变革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください  
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited